

栃労発基 0901 第1号
令和4年9月1日

各 労働基準協会長 殿

栃木労働局長



栃木県最低賃金及び業務改善助成金の周知広報について(依頼)

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、栃木県最低賃金につきましては、産業や職業の種類を問わず、原則として、栃木県内で働くすべての労働者と労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されています。

今般、この栃木県最低賃金について、令和4年10月1日から、時間額913円に改正発効(現行の栃木県最低賃金に比し、31円(3.51%)の引き上げ)されることとなりました。

この改正発効については、すべての労働者、使用者はもとより、その家族を含め県民の皆様へ広く、速やかに周知広報することが必要となります。

つきましては、別紙1の広報例文を御参考に、貴広報部署等において発行されております各種広報媒体(広報誌、ホームページ等)への可能な限り早期の御掲載をいただきたく、格別の御理解、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引上げを支援する「業務改善助成金」(通常コース)を昨年度に引き続き実施しております。業務改善助成金制度の内容を少しでも多くの方々にお知らせするため、こちらについても、別紙2の広報例文を御参考に、各種広報媒体(広報誌・ホームページ等)への御掲載等周知をいただきたく、格別の御理解、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各種広報媒体の掲載可能スペースの都合等により、栃木県最低賃金または業務改善助成金の一方向のみの掲載となる場合は、栃木県最低賃金に関する掲載を御優先していただくようお願い申し上げます。その場合も、掲載可能スペースの都合がつき次第、業務改善助成金についても御掲載いただきたく、お願い申し上げます。

さらに、御掲載をいただきました各種広報媒体の掲載部分について、お手数をおかけしますが、同封しました返信用封筒により、当局労働基準部賃金室までお送りください。

なお、栃木県最低賃金の周知広報につきましては、周知広報用ポスターの掲示、窓口等でのパンフレット等の配布につきまして、別途、御依頼申し上げたく存じますので、その際にも御配慮を賜りますよう、また、栃木県最低賃金の改正発効が年度途中となりますことに御留意いただき、貴下の部署等における民間企業への業務委託等の発注内容等において、最低賃金法の遵守、最低賃金の履行確保にも特段の御配慮をいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

